

議案第 38 号

平成 30 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計予算について

平成 30 年度おいらせ町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 095, 112 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200, 000 千円と定める。

平成 30 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正 太 郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1分担金及び負担金	1分担金	1,210
	2負担金	180
2使用料及び手数料	1使用料	1,030
	2手数料	139,422
3財産収入	1財産運用収入	139,200
4繰入金	1一般会計繰入金	222
		13
5繰越金	1繰越金	13
6諸収入	1延滞金・加算金及び過料	13
	2雑入	724,485
7町債	1町債	724,485
×国庫支出金	×国庫補助金	1
		1
歳入合計		281
		229,700
		229,700
		0
		0
		1,095,112

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1総務費		199,674
	1総務管理費	199,674
2事業費		102,968
	1建設事業費	102,968
3公債費		791,470
	1公債費	791,470
4予備費		1,000
	1予備費	1,000
歳出合計		1,095,112

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業債	千円 18,700	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
馬淵川流域下水道事業債	61,500			
資本費平準化債	149,500			
合 計	229,700			